**業務委託契約書（フリーランス向け）**

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と、フリーランス事業者△△（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する業務に関して、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**

甲は、乙に対し、本契約に基づき業務を委託し、乙はこれを受託することにより、両当事者の円滑な取引関係を確立し、相互の利益を図ることを目的とする。

**第2条（定義）**

本契約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

1. 「業務」とは、甲が乙に委託し、乙が遂行すべき具体的作業・成果物の作成等をいう。
2. 「成果物」とは、業務遂行の結果として乙が甲に納品する制作物・成果報告書その他一切のアウトプットをいう。
3. 「秘密情報」とは、業務遂行に関連して知り得た営業上・技術上その他一切の非公開情報をいう。ただし、公知情報等を除く。

**第3条（業務の委託）**

1. 甲は、乙に対し、業務内容・納期・報酬を明示した発注書または電子記録により業務を委託する。
2. 乙は、独立した事業者として自己の裁量と責任において業務を遂行するものとし、甲の指揮命令を受けるものではない。

**第4条（再委託の禁止）**

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

**第5条（業務遂行の義務）**

1. 乙は、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行しなければならない。
2. 乙は、成果物が第三者の権利を侵害しないよう十分に配慮しなければならない。

**第6条（報酬及び支払方法）**

1. 甲は、乙に対し、合意した報酬を支払う。
2. 報酬の支払は、成果物の検収完了後、請求書受領日の翌月末までに乙指定の銀行口座に振り込む方法による。振込手数料は甲の負担とする。

**第7条（成果物の検収）**

1. 乙は、成果物完成後、速やかに甲に納品する。
2. 甲は、納品を受けた日から〇日以内に検収を行い、受領可否を乙に通知する。
3. 甲が期間内に通知を行わない場合、成果物は検収済みとみなす。

**第8条（知的財産権の帰属）**

1. 成果物に関する著作権その他一切の知的財産権は、別途合意のない限り、成果物の納品時に甲に譲渡される。
2. 乙は、甲または第三者の権利を侵害しないことを保証する。

**第9条（秘密保持）**

1. 乙は、業務遂行に関連して知り得た秘密情報を第三者に漏洩してはならない。
2. 本契約終了後も同義務は存続する。

**第10条（契約期間）**

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに当事者いずれからも書面による解約の意思表示がない場合、自動的に1年間更新される。

**第11条（契約解除）**

1. 甲または乙は、相手方が次の各号に該当した場合、何らの催告を要せず直ちに契約を解除できる。
(1) 本契約に違反し、相当期間を定めた是正要求にも応じないとき
(2) 支払停止、破産手続開始申立てその他財産状態が著しく悪化したとき
(3) 信用を著しく害する行為を行ったとき

**第12条（損害賠償）**

甲および乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、直接かつ通常の損害について賠償責任を負う。

**第13条（地位の譲渡禁止）**

甲および乙は、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡・担保提供してはならない。

**第14条（契約終了後の措置）**

1. 本契約終了時、乙は直ちに秘密情報・資料・データ等を甲に返還または破棄する。
2. 成果物に関する権利義務の整理については、第8条の規定を適用する。

**第15条（不可抗力）**

天災地変、戦争、法令改正、システム障害その他不可抗力により履行不能となった場合、当事者はその責を負わない。

**第16条（協議事項）**

本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、誠実に解決する。

**第17条（合意管轄）**

本契約に関する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

〇年〇月〇日

甲　株式会社〇〇
住所：
代表者：

乙　フリーランス事業者△△
住所：
氏名：